

西宮市障害福祉推進計画策定のための実態調査及び計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では「西宮市障害福祉推進計画」（以下「本計画」という。）を定め、これに基づいて障害福祉施策を推進しているところである。

本計画は、現行の計画が令和5年度に終期を迎えるため、今後、次期計画（令和6年度～令和11年度分）の策定を予定している。計画を策定するにあたっては、市内の障害者等の生活実態等を把握するため、令和4年度に実態調査を実施し、令和5年度に計画の策定作業を行うこととしている。

本計画の実態調査及び策定作業を円滑に進めるために、実態調査の結果分析や国の動向等を把握する必要があるため、豊富な情報・知識・経験などを有する事業者に委託して行うこととし、公募型プロポーザルにより業務遂行能力に優れた受託候補者を選定するものである。

2 一般事項

(1) 業務名

西宮市障害福祉推進計画策定のための実態調査及び計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 主催者

西宮市

(3) 受託候補者選定方法

応募者が保有するノウハウ、適性、業務実績等を多角的に判定するため、公募型プロポーザル方式を採用することとし、応募者に資料作成と企画提案を求め、本市が定める評価基準に基づき総合的に評価・審査した上で受託候補者を選定する。

(4) 委託業務内容等

別紙「西宮市障害福祉推進計画策定のための実態調査及び計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(5) 委託上限額

8,228千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(6) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(7) スケジュール（予定）

日程	内容
令和4年6月8日（水） ～令和4年6月30日（木）	参加申込書、企画提案書等の提出
令和4年6月8日（水） ～令和4年6月17日（金）	質問受付
令和4年6月22日（水）	質問に対する回答
令和4年7月1日（金） ～令和4年7月5日（火）	一次審査：書類審査
令和4年7月13日（水）	二次審査：プレゼンテーション審査
令和4年7月下旬	選定結果の通知
令和4年8月中旬	契約締結・委託業務の開始

3 応募要領

(1) 参加資格

次のすべての項目に該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本市における入札参加資格を有していること。
- ③ 企画提案書等の提出期限において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- ⑦ 「西宮市情報セキュリティ方針」及び「西宮市情報セキュリティ対策基準書」を遵守できること。なお、「西宮市情報セキュリティ方針」及び「西宮市情報セキュリティ対策基準書」は契約締結後に西宮市より提供する。
- ⑧ 仕様書に定める業務について、十分な遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(2) 応募手続

- ① 提出書類【ア、イは各1部（正本1部）、ウ～キは各7部（正本1部、副本6部）】

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 法人の定款及び、登記事項証明書又は登記簿謄本（原本） ※発行後3カ月以内のもの

ウ 法人等概要（事業経歴、代表者、役員構成等を確認できるものであれば様式自由）

エ 企画提案書【任意様式※】

※用紙サイズはA4版（縦）又はA3版（横）とし、左端をホッチキス綴じ（A3版は折り込み）すること。また、ページ番号を付記すること

オ 実施体制（様式第2号）

カ 受託実績（様式第3号）

キ 見積書及び見積内訳書【任意様式※】

※内訳書に積算内容等を詳細に記載すること

- ② 提出期間

令和4年6月8日（水）～令和4年6月30日（木）17時30分まで【必着】

※土・日・祝日及び執務時間（9時～17時30分）外は受付不可

- ③ 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、表面に「プロポーザル応募資料在中」と記載すること

- ④ 企画提案書の提案内容について

ア 仕様書及び下記内容を踏まえること

(ア) 業務実施体制

a 担当者の体制、本業務での役割、業務実績及び保有資格等

b 業務工程（スケジュール）

(イ) 障害福祉施策の現状と展望

国の動向等を踏まえたうえで現在の障害福祉施策に関する考えを記載すること

(ウ) 業務実施に係る具体的な考え方

【実態調査業務】

a 調査内容（調査項目）

詳細は契約締結後に協議するが、本調査を行うにあたって国・県の動向等を踏まえて、調査実施について提案できるポイント・分析方法等を記載すること

本市では、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に定めており、前回の調査※内容を踏まえ、以下の内容で調査を行うことを想定している。なお、調査内容は、学識経験者・関係団体推薦委員等で構成される合議体等に諮り、提言等を踏まえる必要があるため、審議過程で変更する場合がある。

<障害福祉推進計画策定に係る障害者等実態調査>

【目的】

市内の障害者等の生活実態、施策への要望、サービス利用形態、利用意向等を把握し、それらを西宮市障害福祉推進計画策定の基礎資料とするため。

【調査対象及び調査数】

●身体障害者手帳所持者	約 1,500 人（無作為抽出）
●療育手帳所持者	約 1,000 人（無作為抽出）
●精神障害者保健福祉手帳所持者	約 1,000 人（無作為抽出）
●障害児	約 1,000 人（無作為抽出）
●特定医療費（指定難病）受給者証所持者	約 750 人（無作為抽出）
	計：5,250 人（上限数）

【調査方法】

郵送配布・郵送回収

※前回調査については、別紙「現行計画（R3～R5 年度）策定に係る障害者等実態調査【前回分概要】」を参照すること

- b 統計作業における正確かつ迅速なデータ作成のための方法及び検証方法
- c 統計評価を行うにあたっての工夫（読みやすさ、分かりやすさへの配慮等）
- d 調査結果の集計・分析方法の工夫
- e 調査結果の次期計画への活用方法
- f 個人情報保護に関する配慮（文書、資料の管理・保管方法、作業場所の確保等）

【計画策定支援業務】

- a 現行計画の検証及び課題整理の手法
- b 次期計画における目標数値の設定に関する考え方
- c 次期計画における重点施策の設定に関する考え方
- d 計画策定にあたっての工夫（読みやすさ、分かりやすさへの配慮等）

※障害者差別解消法（合理的配慮の提供）の趣旨を踏まえて、障害者の特性に十分配慮し、適切な情報の伝達が確保されるような具体的な対応に関する考え方

(エ) その他貴者独自の提案、工夫等

イ 仕様書の内容以上の業務項目等が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること

(3) 質問受付及び回答

① 受付期間

令和4年6月8日（水）～令和4年6月17日（金）17時30分まで【必着】

② 提出方法

質問票（様式第4号）を電子メールにて提出

※件名を「プロポーザルに係る質問について（事業者名）」とすること

※電話、FAX、来庁による口頭等による質問は受け付けないものとする

③ 回答日

令和4年6月22日（水）

④ 回答方法

質問者より提出された質問及びその回答を本市ホームページで公開

(4) 提出先・問い合わせ先

西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課 就労・政策チーム

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

TEL：0798-35-3147

FAX：0798-35-5300

E-mail：vo_syofuku@nishi.or.jp

4 審査及び選考等

(1) 選考方法

① 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が5者以上あった場合、提出書類（企画提案書等）の内容により書類審査を行い、上位4者までを二次審査の対象とする。

② 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した応募者に対して、プレゼンテーション審査を実施し、プレゼンテーション及び企画提案書等の内容を評価し、本業務に最も適していると認められる受託候補者を選定する。

(2) 審査方法

本市が定める評価基準に基づき、西宮市障害福祉推進計画策定のための実態調査及び計画策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

① 一次審査（書類審査）

選定委員会事務局（障害福祉課）が、企画提案書等の提出された書類の内容について審査する。

② 二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会が、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション等の内容について審査する。

選定委員会の各委員の評価点（各審査項目の合計点数）の平均値をもって当該応募者の評価点とし、当該点数が6割以上に達しており、かつ最も高かった応募者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点獲得者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

なお、一次審査を通過した応募者が1者の場合であっても、二次審査を行い、評価点が6割以上に達したときのみ、当該応募者を受託候補者として採用する。

(3) プレゼンテーションについて

① 実施時期及び場所

令和4年7月13日（水）に本市役所周辺において実施する。

※具体的な時間、場所等については一次審査を通過した事業者に対して別途通知する。

② 実施方法

事前に提出した企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行う。

※企画提案書に記載のない追加提案及び追加資料の配布は認めない。

③ 実施時間

1応募者につき約30分（プレゼンテーション:20分以内、質疑応答:約10分）

(4) 審査項目

① 業務推進体制の審査

審査項目	審査内容	配点
業務実施体制	配置人員数	5
類似業務実績	総括責任者の類似業務実績	5
	担当者の類似業務実績（平均）	5

② 企画提案書及びプレゼンテーションの審査

審査項目	審査内容	配点
障害福祉に対する見識	国の動向等を踏まえ、障害福祉に対する見識はあるか	20
業務の理解度	業務の趣旨（委託に係る仕様）を十分に理解しているか	10
取組姿勢・意欲	業務に対する取組姿勢が適切で、意欲があるか	20
提案内容	具体性と実現性はあるか	10
資料調製・事務処理能力	提案書は分かりやすいか	20

③ 受託費用（見積金額）の審査

審査項目	審査内容	配点
提案内容の費用対効果	見積金額に対する提案内容の費用対効果はどうか	5

(5) 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に対して書面により通知する。また、選定委員会において受諾候補者として決定した応募者及び次点とされた応募者（以下「次点者」という。）については、その旨を付して通知する。

(6) 契約に関する事項

- ① 受託候補者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させた上で、「西宮市契約規則」に従い契約を締結する。この場合、受託候補者の提案に対して提案内容の趣旨を変更しない範囲において、必要に応じて修正を求めることができるものとする。
- ② 受託候補者と協議した結果、合意に至らなかった場合は、次点者を受託候補者として協議する。
なお本取扱いは、受託候補者が契約の締結を辞退した場合のほか、契約締結時までに応募要件を欠いていたことが判明したとき又は契約締結時において本市の指名停止を受けているときも同様とする。

(7) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② プレゼンテーションに出席しなかった場合
- ③ 前記「2（5） 委託上限額」を超える提案を行った場合
- ④ 前記「3（1） 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為が認められた場合

5 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、選定委員会が承認した場合については、この限りではない。
- (4) 提出された本企画提案書等の著作権は応募者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「西宮市情報

公開条例」に基づいて、提出書類等を公開する場合がある。

- (5) 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 本業務の全部又は一部を再委託することはできない。
- (7) 本業務に関し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本プロポーザルは受託候補者の選定を行うものであり、契約は本市契約管理課を通して、本市が定める契約書に基づき行う。本市ホームページ（ページ番号：85195192）で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。